
今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！
日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース
第 14 号 (2008 年 11 月 6 日)

10 月 14 日 東京地裁へ **第三次提訴**

目 次

第三次提訴と記者会見	...1
開示請求から今日までの流れ	...2
原告・李鶴来さん、山田昭次さん 崔鳳泰さんの訴え	...3
12 月 23 日 総会と公開シンポ企画	...4

4 , 5、6 次開示文書 5 2 6 9 6 頁 1 7 3 7 文書のうち 不開示・部分開示 5 2 0 文書の違法性が争点

地裁に提出したのは訴状、証拠説明書、上申書、甲第 1 号証～97 号証（開示決定通知書）です。上申書では、現在係争中の二次訴訟と併合して審理するよう申し入れましたが受理されず、民事第 2 部、事件番号、平成 20 年（行ウ）第 599 号事件として審理されることになりました。（訴状、証拠説明書、上申書は <http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/> に掲載）

求める会

初めてテレビ取材を受ける

この日は、韓国文化放送（MBC TV）の宋亨根東京特派員と李長根カメラマンの取材を受け、10 時 30 分、地裁前で原告を真ん中に横断幕（韓国・光州で戴いた「韓日会談文書全面公開」）を持って歩くシーンを撮影した後、弁護士会館 10 F・1002 号室に移動、正面に横断幕を貼り、11 時、時事通信の中田記者も加わって、記者会見は始まりました。

張弁護士から、一次、二次訴訟の経過報告と今回三次訴訟の説明の後、原告の李鶴来さんと山田昭次さんが日韓会談文書の全面公開を訴え、韓国原告の崔鳳泰さんから送られたメッセージを読み上げました。（2、3 ページに掲載）

5 次で全面不開示文書

「韓国国宝古文書籍目録、美術工芸品目録」は 既に外交資料館で公開されていた！

そのあと張弁護士から、5 次公開された文書のうち、竹島に関する墨塗り部分 36 文字の推定と、既に外交資料館で公開されている「韓国国宝古文書籍目録、美術工芸品目録」文書が、全面不開示になっているという、驚くべき事実を報告しました。

また、李洋秀さんからは 6 次公開の「国会における在外財産補償に関する政府答弁等」（開示決定番号 1163 / 文書番号 1234）の 54 頁前後に日韓双方の請求金額が何度も黒塗りになっており、1953 年 11 月「世界の動き」特集号に金額が掲載されていると書いてあるので、今月 10 日、国会図書館で調べたところ、この号だけ抜けている。そこで全国の他の図書館（主に大学）にこの号の在庫があるか検索して貰うと、驚いたことにこの号だけ完全抹殺されていた。いくら外務省の情報文化局で出した雑誌とは言え、55 年も経っているのに隠してしまうとは、その執念深さに呆れ果てた、という話を披露しました。

日韓会談文書 開示請求から今日までの流れ

		開示請求者(原告)	国(外務省)					
2006	4月25日	開示請求						
	5月25日		特例適用通知					
	8月17日		1次部分開示(65頁)		争点: 開示の期間			
	12月18日	東京地裁へ一次提訴						
2007	3月6日	一次訴訟 第1回口頭弁論				争点: 不開示の理由 (個人、法人情報を除く)		
	3月28日		1次開示(193頁)					
	4月27日		2次開示(1533頁)					
	5月8日		第2回口頭弁論					
	7月10日		第3回口頭弁論					
	9月25日		第4回口頭弁論					
	11月16日		第5回口頭弁論					
	11月26日		第5回口頭弁論					
	12月26日	勝訴 一年七ヶ月過ぎての不開示は違法						
2008	1月8日		東京高裁へ控訴					
	1月26日			以前の12件請求				
	4月18日							
	4月23日	控訴書 第1回口頭弁論		東京地裁へ二次提訴		開示請求者(原告)	国(外務省)	
	5月2日						4次開示 (3482頁)	
	5月9日						5次開示(16263頁)	
	5月28日						6次開示(32951頁)	
	6月3日	取下げを提示	取下げ同意で終了					
	6月10日					異議申立書提出		
	7月1日			二次訴訟 第1回口頭弁論				
	7月7日							
	8月29日							
	9月9日			第2回口頭弁論				
	10月14日			第3回口頭弁論		東京地裁へ三次提訴		
	11月25日							
								補正命令

日韓会談文書を直ちに全面公開せよ

原告は訴える。

原告・李 鶴来さん（ＢＣ級戦犯訴訟原告）

日韓会談が締結して43年になり、韓国政府は公開しているのに日本政府は公開をかたくなに拒んでいます。ここに私たちBC級戦犯について韓国政府が出した文書の一部があります。これを見ますと日韓会談の対象にはなっていないのだということがはっきりわかります。1952年2月4日の議事録ですが、韓国人戦犯問題について韓国側から「現在、巣鴨刑務所に服役中の韓人戦犯者に対して、日本政府の方針はどうか」と問うと、日本側から「これは別個の問題だから、別途研究したい」という答弁があったという内容です。

日本政府が、ＢＣ級戦犯問題は、日韓会談で一括解決済みだと言って４３年も放置しているのは、遺憾なことであります。その他強制連行、慰安婦問題等、いずれも戦後全然解決されていない。その元になっている日韓会談文書の、即時、全面公開を求めます。

原告・山田昭次さん（求める会・共同代表）

1990年代に入ってから、戦時下強制動員された労働者や軍人、軍属、従軍慰安婦だった韓国人たちが、日本の国家や企業に対して戦後補償を求めて日本の裁判所に提訴して来ました。

戦後補償問題を考える弁護士連絡協議会・戦後補償ネットワークが作成した資料によりますと、その訴訟の件数は、2007年2月5日現在、26件に達しました（ただし、サハリン残留者や被爆者の訴訟の件数は除きます）。その原因は何かと言えば、1965年に成立した日韓条約により、日本は戦時期の加害に対する謝罪の意味を含まない経済協力という形で無償3億ドル、有償2億ドルを韓国に供与し、かつ韓国政府を通じて補償金を受けられた犠牲者は1945年8月15日までに死亡した元軍人・軍属・被強制動員労働者に限られたからです。

わかりやすく言えば、生存している被害者には、ぴた一文も補償金も与えられなかったからです。

ところで、その訴訟の結果はどのようになったかと言いますと、上記の時点では、最高裁まで上告して敗訴となった件数が21件にも達し、係争中のものが3件、原告と企業が和解して金銭が支払われたものが2件です。（ただし企業からの謝罪はありませんでした）。

要するに、大部分の戦後補償訴訟は敗訴に終わったのです。裁判所が敗訴を言い渡した理由はいろいろありますが、その理由の一つとしては、日韓条約中の請求権・経済協力協定の第2条1項でこの条約の締結により請求権問題は完全、かつ最終的に解決されたことにされてしまったことが挙げられました。

日本が行った植民地支配と侵略戦争による韓国人犠牲者に対してこのような残酷な日韓条約は、どのような経過を経て合議、締結されたのか、これを全面的に調査、解明し、今後日本がとるべき進路を探ることは、日本人の戦後責任です。私が日韓会談文書の全面公開を求める所以はここにあります。

原告・崔 鳳泰さん（弁護士）

韓国では、2005年8月、韓日会談文書が全面公開され、明らかになった韓国政府の責任を履行するという次元から「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者など支援に関する法律」が作られて施行中である。

同時に2008年9月より、被害者たちから慰労金などの申請を受付けている。しかしこの法律は韓国政府の被害者に対する支援に関する法律で、被害者達が一貫して要求して来た補償とはほど遠いものである。

韓国政府は韓日会談文書の公開を通じて法的見解を明らかにし、反人道的不法行為に対する補償責任は、日本政府と企業にあることを明らかにした。

私たちは日本政府に聞きたい。韓国政府の言葉が事実なのか？もし事実でないのなら日本政府は韓日会談締結当時、私たち強制動員被害者に幾らの補償金を与えたのか、直ちに明らかにしてその根拠を提示せよ。

東アジアにおいて日本と韓国は、市場経済と民主主義という歴史的価値を共有するかけがえのないパートナーである。そしてこのような価値を守るために両国は法治主義を基本にしている。

私たち韓国の被害者たちは、日本政府が、未だに40余年も超えて隠し続けている韓日会談文書のせいで、市場経済と民主主義、法治主義を追求する韓国と日本、どちらの国家からも補償に対する権利を剥奪されたまま、40年以上も人権を踏みにじられて来た。

このような反民主主義、反法治主義は清算されなければならない。

韓国での長年の闘いを通じて、それなりにでも韓日会談文書を公開させ、韓国政府の責任を一部分糾明させたが、これを通じて、真実が明らかになっただけだ。

日本政府は、直ちに、墨塗りで隠している文書を全面公開し、それに対する責任ある姿勢を明らかにすることで、帝国主義侵略戦争の暗いトンネルから脱け出し、民主主義、法治主義、平和主義の明るい道に、堂々と歩み出すことを望む。（翻訳：李洋秀）

11月25日(火)16:00～

二次訴訟 第3回口頭弁論東京地裁 522号法廷

報告集会 16:30～17:30 弁護士会館 1007号会議室

日韓会談文書・全面公開を求める会
結成 3 周年記念
公開シンポジウム企画
12 月 23 日 (火・休) 13 時 ~ 16 時
東京しごとセンターセミナー室 (5F)
J R 飯田橋下車徒歩 5 分
総会 : 16 時 ~ 17 時

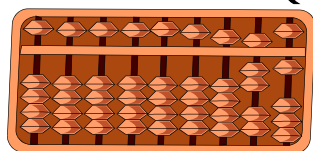
2005 年 8 月、韓国で韓日会談文書約 3 万頁が全面公開され、12 月には日韓両市民により日韓会談文書・全面公開を求める会が結成されました。

今年は、結成 3 周年を記念して、日韓両国の弁護士、歴史学者、戦後補償訴訟原告、支援者等によるシンポジウムを企画中です。

この 3 年間に、韓国では「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者など支援に関する法律」が作られ、昨年 12 月より施行中であり、日本では私達の一次訴訟が勝訴しました。また、今年 4 ~ 5 月までに多くの不開示部分があるとはいえ、約 6 万頁が公開されました。

シンポジウムでは各専門家の立場から、これからの課題について、展望していただく予定です。

(詳細は 12 月初旬発行のニュース 15 号でお知らせします)



**会費未納の方に
お願い**

2008 年度決算書作成のため
11 月 21 日までに、
同封の振込用紙で
未納分をお支払いください

発 行

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田修 田中宏 西野瑠美子

山田昭次 吉澤文寿

(事務局) 〒259-1114 神奈川県伊勢原市高森

3-4-22 高梨荘 202

TEL・FAX : 0 4 6 3 - 9 5 - 4 6 6 2 (小竹)

E-mail : nikkanbunsyo@yahoo.co.jp

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/>